

三浦市民交流センターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月13日修正版

三浦市民交流センター

1. はじめに

三浦市民交流センターは施設を再開するためのガイドラインを令和2年7月1日(水)に作成し、当日から適用しました。施設の再開に際し、利用者に安全に、安心して利用いただくために、公益社団法人全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本事項を掲載しました。本ガイドラインに基づき、イベント・講座等の開催に関する様態等を考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに自らの施設の感染予防対策に留まらず三浦市周辺地域の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献し、社会基盤としての役割を継続的に果たしてきました。先般、政府が今年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同等の感染症法上の5類感染症に位置付けることを決定し、移行に向けた検討を開始し3月13日からのマスクの着用に関する方針が示されました。これを受けて、本ガイドラインを一部修正して対策の緩和を試みる一方で、状況に応じた感染予防対策を続けていきます。

2. 感染防止のための基本的な考え方

三浦市民交流センターは、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当館の職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び当センターに来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとします。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けるなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底します。

3. リスク評価

三浦市民交流センターは、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員等や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。

①接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所

と頻度を特定して適切な清掃を行います。なお、手指衛生が適切に管理されている場合には接触感染のリスクが低減されるため、来館者への手洗いを促します。

②飛沫感染のリスク評価

館における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、大声などを出す場面がどこにあるかなどを確認します。特に喚気を実施する場合は空気の流れを確認します。

③集客施設のリスク評価

換気の効果が打ち消されるような大規模な来館等が見込まれるかどうか、これまでの実績等と比較して評価します。

④地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染状況の動向により、医療機関の対応が十分に得られない場合及び重症化リスクの向上が認められる場合には、対応を強化いたします。

4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

- ・来館者が安心して行動するためには、三浦市の方針を中心にして、一体的な感染防止策を実施することが重要です。
- ・三浦市民交流センターは、リスク評価の結果を踏まえ、館内における過密解消、感染防止に向けて必要な対応を取ります。

②来館者の安全確保のために実施すること

- ・来館者に対する検温を実施するとともに、37.5 度以上（または平熱比 1 度超過）の発熱があった場合は帰宅を促します。
- ・研修室、多目的スペースを利用の際は、利用申請書の代表者が、当日の参加者の名簿を管理するものとします。
- ・ワークルームの利用の際は、ロッカー登録時の団体担当者が、当日の利用者の管理を行うものとします。
- ・咳エチケット、手洗い・手指の消毒の実施を促し、マスクの着用を推奨します。
- ・日常清掃を適切に実施し、館内を清潔に保ち、来館者の対策意識を高めます。
- ・滞在密度の管理と、十分な換気の実施により、飛沫感染の抑止や呼気による飛沫の制御に取り組みリスク低減を行います。

③職員等の安全確保のために実施すること

職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱比 1 度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強い倦怠感や、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内・

スタッフ内で記録します。

- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施します。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法や等の関連法令上の義務を遵守します。

④イベント、講座や施設の利用に当たって特に留意すべきこと

- ・館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。また、館内で近距離での会話、多数の者が集まり館内において大きな声を出すことや呼気が激しくなるような運動は行わないことを原則とします。
- ・調理を行う場合は、来館者同士の距離を確保し（最低 1mを目安とする）使用する食材の管理、使用後の調理器具、食器等の消毒を徹底します。
- ・イベント、講座等を実施する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めに基づき実施、中止または延期の判断をする。また、神奈川県が発行する「感染防止対策取組書」を作成し、館内に掲示します

以上